

教育委員会における障害者の雇用状況について

〔令和3年1月19日〕
教育委員会総務課

1 要旨

厚生労働省が「令和2年 障害者雇用状況の集計結果」を公表したことを受け、県教育委員会の状況を取りまとめた。

2 これまでの取組状況

(1) 教職員としての採用

- ・ 教員採用試験の特別選考について、それまでの「身体障害者」に加え、新たに、「精神障害者」、「知的障害者」を対象とした試験を実施【令和元年度～】
- ・ 行政職員採用試験について、これまでの「身体障害者」に加え、新たに、「精神障害者」、「知的障害者」を対象とした試験を実施【令和2年度～】

(2) ワークサポートステーションの設置とそのスタッフとしての雇用

- ・ 教育委員会事務局内に「ワークサポートステーション(障害のある非常勤職員を集中配置して、印刷、データ入力、発送などの業務を実施)」を設置し、障害者を「ワークサポート職員」として雇用【平成30年度～】
「ワークサポートステーション」に「業務支援員(「ワークサポート職員」、「学校事務アシスタント」の業務を支援)」を配置【平成30年度～】
- ・ 地方機関(西部教育事務所・芸北支所、東部教育事務所、北部教育事務所)、教育機関(教育センター、図書館、福山少年自然の家、歴史民俗資料館、歴史博物館)において、障害者を「ワークサポート職員」として雇用【令和元年度～】

(3) 学校事務アシスタントとしての雇用

- ・ 各県立学校(高等学校・特別支援学校)において、障害者を「学校事務アシスタント(教職員の教務補助、授業準備支援、図書館業務補助、事務室業務補助、校内環境整備などの業務を実施)として雇用【令和元年度～】
- ・ 大規模校など、一部の県立学校においては、「学校事務アシスタント」を複数雇用【令和2年度～】

3 障害者の雇用状況(令和2年6月1日現在)

- 障害者の実雇用率は2.59%となり、一昨年度(1.37%)に比べて1.22ポイントの上昇、昨年度(2.09%)に比べて0.50ポイントの上昇

全国平均(2.06%)を0.53ポイント上回っており、全都道府県中5位(一昨年度:44位、昨年度:23位)

- この比率は、法定雇用率(2.4%(現時点^{※1}の都道府県等の教育委員会の法定雇用率))を0.19ポイント上回っている

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が令和2年10月14日に公布され、3月1日から、2.5%に引き上げられることが決定されている。

(単位:人, %)

区 分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 ^{※2} A	障害者の数 ^{※3} B	実雇用率			法定雇用率 D	差引 E(C-D)	
			C(B/A)	[参考] 全国平均	[参考] 順位			
一昨年度調査結果 (平成30年6月1日現在)	a	11,342.0	155.0	1.37	1.87	44	2.4	▲1.03
昨年度調査結果 (令和元年6月1日現在)	b	12,518.5	261.5	2.09	1.87	23	2.4	▲0.31
今年度調査結果 (令和2年6月1日現在)	c	12,730.5	330.0	2.59	2.06	5	2.4	0.19
一昨年度比	c-a	1,388.5	175.0	1.22	0.19	—	—	—
昨年度比	c-b	212.0	68.5	0.50	0.19	—	—	—
全 国		639,291.0	13,156.0	2.06	—	—	—	—

※2 A欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」は、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数としている。

※3 B欄の「障害者の数」は、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとして計上している。
また、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人に相当するものとして計上している。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして計上している。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成27年6月2日以降に採用された者又は同日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人に相当するものとして計上している。

4 今後の対応

引き続き、障害のある方の就業を進め、その定着を図るとともに、働きやすい就労環境の整備に努める。